

業者各位

大牟田市企画総務部
契約検査室室長

印刷物の契約形態の変更について(お知らせ)

日頃から本市の行政運営にご協力いただきありがとうございます。

これまで、市の印刷物は「物品の購入(財産の買入れ)」としていましたが、平成31年度から印刷物の契約形態を「製造の請負」に変更することとします。それに伴い、下記のとおり事務の取扱いを変更します。

記

1 印刷物の契約形態の変更内容

	変更前	変更後
契約の形態	物品の購入(財産の買入れ)	製造の請負
契約の範囲 (予定価格(税込))	入札 …80万円を超えるもの 見積合せ…80万円まで	入札 …130万円を超えるもの 見積合せ…130万円まで
契約書等の作成	契約書…80万円を超えるもの 請書 …30万円を超え80万円までのもの 不要 …30万円以下のもの ※契約書・請書には、収入印紙の添付が必要です。	契約書…130万円を超えるもの 請書 …1万円以上130万円までのもの 不要 …1万円未満のもの ※契約書・請書には、収入印紙の添付が必要です。
契約保証金の減免	80万円以下	130万円以下

2. 実施時期

平成31年4月1日以降に見積依頼、指名通知を行う案件から適用。

【問合わせ先】

企画総務部 契約検査室(物品担当)
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
電話: 0944-41-2590 FAX: 0944-41-2591